



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

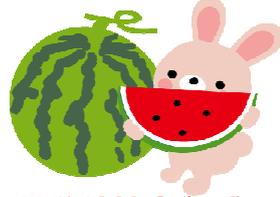
発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権相談員便り [ 結び ]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

## 一億総活躍社会どころか、介護離職と介護棄 民を生み出す介護保険制度の「改正」が進む!!

### 暮らしが激変する 制度「改正」



#### ◆介護費倍増、軽度者排除で特養待機者急減

2年前、特別養護老人ホーム（特養）に入居できずにいる待機者が52万人といわれていました。ところが、その待機者が各地で大幅に減ったことが判明しました。毎日新聞の取材によると、埼玉県で4割、北九州で3割、東京都で2割弱です。

なぜ急減したのか？ その原因は、昨年4月の介護保険制度の「改正」にあります。一つには要介護1、2の人が原則、入居できなくなりました。二つには特養に入居している利用者負担増です。

とりわけ影響が大きいのは、介護施設の食費・居住費の補助（補足給付）を受ける条件が厳しくなったことです。昨年8月から、特養に入居している人の自己負担分が「月8万円から約17万円に倍増した」という新聞報道もありました。このケースの場合、入居者の女性は特養の住所地で住民票登録をしており、実家で暮らす夫と「世帯分離」をしています。そのため、非課税世帯とみなされ補足給付を受けていましたが、制度「改正」によって世帯が別でも在宅にいる配偶者が住民税の課税世帯なら補助の対象外となります。

それだけではありません。本人と配偶者の預貯金などのチェックも行われます。単身なら1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であることが補足給付の支給対象となります。つまり、住民税が非課税の世帯でも一定の預貯金があれば、補足給付を受けられなくなりました。

厚生労働省によると、昨年8月末の補足給付の

認定数が約90万件で、前月末の約120万件から30万件も一気に減っています。

特養、介護老人保健施設、療養病床などへの入居やショートステイを利用する際に、利用者やその家族は補足給付の申請を行いますが、制度「改正」により、区市町村は配偶者の有無やその所得を確認し、必要に応じて金融機関への照会まで実施しますから、先の数値はそれによってふるいにかげられた結果です。

#### ◆負担増の拡大—自己負担1割から2割へ

利用者の負担増はそれだけにとどまりません。介護保険では、サービスを利用した場合、自己負担は原則1割でした。ところが、同じく昨年8月からは、一定の収入のある人は2割負担となりました。これに該当するのは、個人の年金収入が280万円以上の方です。

実際に、年収300万円の方が要介護5で月36万円の介護サービスを受けていたとします。それまでは3万6千円支払っていたのが、7万2千円払うこととなります。

たしかに、この場合は、「高額介護サービス費」（次頁参照）という制度を活用して負担軽減をはかることはできます。介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担には、月々の負担の上限が設定されていて、1カ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときには、超えた分が払い戻されます。この制度を利用するには、区市町村への申請が必要です。

とはいえ、介護費の増大は家計に重くのしかかり、介護サービスを減らすしかない悩んでいる家族は少なくありません。

◆軽度者への在宅介護サービスの縮小を検討

厚生労働省は、介護費が倍増するなどにして高齢者とその家族が悲鳴を上げているなか、さらに負担増を強めようとしています。

現在、2018年の介護報酬の改定に向けて、審議会部会で、訪問介護のうち軽度の要介護1、2の人への掃除や調理、買い物などの「生活支援」を縮小し、車いすなどの福祉用具のレンタル料や高齢者向けの住宅改修費の援助を縮小することや自己負担を求めるなどの検討に入っています。

全国で200万人いるといわれている要介護1、2の人のサービスを縮小することを狙っているわけですが、軽度の人をいかに重度化しないように、必要で適切な介護サービスを提供することがいかに重要であるかは、在宅介護のイロハです。在宅介護サービスの縮小は、結果として軽度の人を重度化を加速することが懸念されます。また、住宅改修費の援助を縮小することによって、介護を必要となる人のかえって生むことにもなりかねません。住宅改修費の負担が重くて、ちょっとした段差の解消を控えたために、転倒などの介護リスクを生じやすくなります。転倒が引き金となって、寝たきりになったというケースは多くあります。

◆人にやさしい社会へ

急速に高齢化がすすみ、右肩上がりが増大する

社会保障費用を抑えるために次から次と打ち出されてくる介護負担の増加は、介護ニーズがありながら、介護サービスを受けられなくなる「介護棄民」を生み出します。とりわけ、要介護1、2の認知症の人たちへの生活支援が縮小されると、症状の悪化が危惧され、生命の危機さえ招来します。

30万の介護を必要とする人たちはどこに行っただけでしょうか。「無届けハウス」や「お泊まりデイ」などの劣悪な環境にあるサービスを利用せざるを得ない人を生み出しているかもしれません。

介護サービスが使えない、介護費を抑えるために、介護離職を余儀なくされている人を一層生み出しているかもしれません。「1億総活躍社会」などと耳障りがよく威勢のいいことを言っている安倍政権ですが、その内実は介護棄民を生み出し介護離職を促進することで社会保障そのものが空洞化しています。人にやさしくない社会になっているのです。

8日に1件、「介護殺人」（未遂も含む）が起きています（毎日新聞調査）。介護している自分の家族を殺害してしまったという介護をする人たちの厳しい現実がそこにはあるのですが、個人や家族だけでは対応しきれないにもかかわらず、社会的な問題として私たちは向き合っているのでしょうか。

少なくとも、抱え込まないで、声を上げてほしいと切に願います。孤立させずに、支え合う地域・社会を構築したいものです。

高額介護サービス費とは

介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1ヶ月の支払が一定の上限額(自己負担上限額:下表を参照してください)を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給するものです。

	利用者負担段階	上限額
第1段階	市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給	15,000円(個人)
第2段階	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	15,000円(個人)
第3段階	市民税世帯非課税で、利用者負担第1段階・第2段階以外	24,600円(世帯)
第4段階(一般)	利用者負担第1段階から第3段階以外	37,200円(世帯)
第4段階(※1)	利用者負担第1段階から第3段階以外で現役並み所得(平成27年8月~)	44,400円(世帯)

※ただし、同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の利用料で算定します。

※なお、同じ世帯に第1段階または第2段階の利用者が複数いる場合は、世帯の上限額が24,600円になります。

※1 平成27年8月利用分より、世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合には、当該世帯の月額上限が44,400円に引き上げられました。ただし、同一世帯内にいる第1号被保険者の収入の合計が520万円(世帯内の第1号被保険者が本人1人のみの場合は383万円)に満たない場合には月額上限を37,200円に戻します。